

緊急事態発生時の対応

☆緊急時	
救急車・火災	119番
警察・事故	110番

○事故発生、事故発見

1 被害者の安全確保

※被害者の安全確保、対応を優先して行う

2 連絡

① 第一連絡先 ○○ ○○(農場責任者)

自宅:

携帯:

事故発生時、発見時の状況を説明
対応指示を確認

② 第二連絡先 ○○ ○○(農場責任者が不在の場合)

自宅:

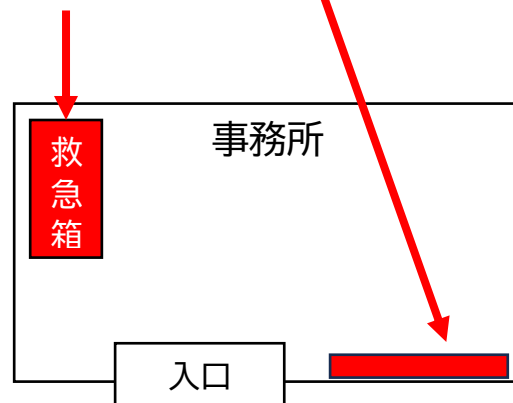
携帯:

3 応急処置

※応急処置(心肺蘇生、熱中症、蜂・毒蛇、農薬事故)手順書確認

※緊急連絡先確認(事務所入り口に掲示)

※救急箱保管場所(事務所棚の中)



緊急時の連絡先

施設名	〇〇農園
住所	岐阜県〇〇市〇〇町〇〇1234
責任者	農場主 ○△ ■
連絡先	000-00-1234

★AED 設置場所

JA〇〇〇 〇〇支店(☎112-1234)距離 200m(約 1 分)

区分	連絡先	電話番号
事件・交通事故	警察	110(〇〇警察署 00-0000)
事故・救急・火災	救急・消防	119(〇〇消防署 53-0119)
農薬中毒	(公)日本中毒情報センター 大阪中毒 110 番 365 日 24 時間	072-727-2499
	つくば中毒 110 番 365 日 9~21 時	029-852-9999
救急対応病院	〇〇病院	
警備	〇〇警備保障(株)	
建物	〇〇建設(株)	
電気	〇〇電気(株)	
ガス	〇〇商事(株)	
水道		
設備		
燃料	〇〇石油(株)	
農薬	JA〇〇〇〇支店	
肥料	JA〇〇〇〇支店	
種苗	(株)〇〇種苗	
資材・器具	(株)〇〇農材	
産業廃棄物	(株)〇〇産業	
行政機関 関係団体	〇〇農林事務所農業普及課	
	〇〇保健所	
	〇〇市農林振興課	
	JA〇〇〇〇営農販売部販売課	
	JA〇〇〇〇集出荷センター	

応急手当手順(心肺蘇生)

1. 安全確認 周囲の状況が安全か確認する



2. 反応なし

↓ 大声で応援を呼ぶ

3. 119 番通報、AED 依頼、119 番通信司令員の指導に従う



4. 呼吸は? → 通常どおりの呼吸がある → 様子を見ながら応援・救急隊を待つ



呼吸なし、または死戦期呼吸(しゃくりあげるような呼吸)

↓ わからないときは胸骨圧迫を開始する

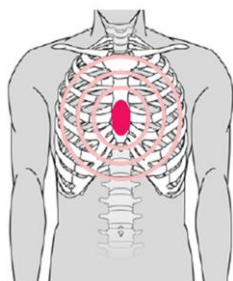
5. ただちに胸骨圧迫(心臓マッサージ)を開始する

○強く(約 5cm) ※小児は胸の厚さの約 1/3

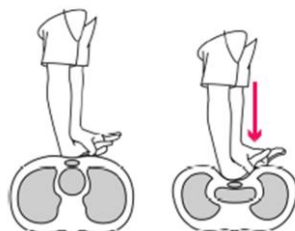
○早く(100~120 回/分)

○絶え間なく(中断を最小にする)

6. (人工呼吸の技術と意思があれば)胸骨圧迫 30 回と人工呼吸 2 回の組み合わせ



胸骨圧迫をする場所



胸骨圧迫の方法

7. AED 装着

心電図解析、電気ショックは必要か?(AED が判断)



必要あり

電気ショック後ただちに

胸骨圧迫から再開



※強く、早く、絶え間ない胸骨圧迫を



必要なし

ただちに胸骨圧迫から再開



8. 救急隊に引き継ぐまで、または傷病者に普段どおりの呼吸や目的のある仕草が認められるまで続ける

応急手当の手順(熱中症)

■熱中症が疑われる場合の対処方法

○症状の確認

- 意識がない、もしくは意識がはっきりしていない場合はすぐに救急車(119)を要請する。

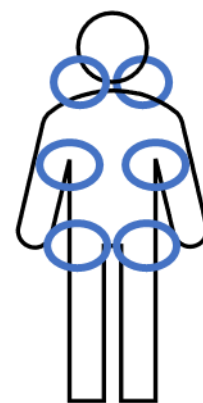
○応急処置

1 涼しい場所へ移動させる

- 風通しのよい日陰や、できればクーラーが効いている室内などの涼しい場所へ移動させる。

2 身体を冷却する

- 衣服を脱がせたり、きついベルトやネクタイ、下着はゆるめたりして、身体から熱を放散させる。
- 露出させた皮膚に冷水をかけて、うちわや扇風機などで扇ぐことにより体を冷やす。
- 氷のうなどがあれば、それを首の両脇、脇の下、大腿の付け根の前面に当てて皮膚のすぐ近くにある太い血管を冷やす。(右図の○)



3 水分・電解質の補給

- 意識がはっきりしているなら、スポーツドリンクや経口補水液電解質を適量含んだ冷えた飲料を自分で飲ませる。

農薬事故発生時の対応手順

■農薬事故が発生した時の措置

1 消防、警察、医師へ連絡する。

連絡先 消防:119、警察:110

〇〇病院 〇〇-〇〇-〇△□×

農薬中毒110番 大阪 072-727-2499

つくば 029-852-9999

2 医師などの指示に従い、搬送・応急措置をする。

■応急措置(製品安全データシートに基づき実施)

1 飲み込んだ場合

- 水で口の中をよく洗浄する。多量の水や牛乳を与えて吐き出させる。
- 意識がない場合は、物を与えたり、吐き出させたりしない。

2 吸入した場合

- 新鮮な空気がある場所に移動し、衣服をゆるめ、深呼吸させる。

3 皮膚、衣服に付着した場合

- 水で十分に洗い流し、石鹼でよく洗浄する。

4 目に入った場合

- きれいな流水で目を十分に洗い、医師の手当てを受ける。

■医師への連絡事項

1 事故発生時の状況

- 農薬の調合中、散布中、散布後の別
- 誤飲、誤用、自殺目的の別

2 農薬の種類、剤型、濃度及び摂取量

- 使用した農薬の空きビン、袋、ラベルを持参する。

3 中毒症状の有無

- 中毒症状(嘔吐、皮膚刺激、目の刺激など)や中毒症状、発現までの時間
- 清潔な流水で十分に洗眼し、異常があれば、医師の手当を受ける。

応急手当の手順(蜂、毒蛇)

■蜂に刺された時の応急措置

1. ハチの針が残っている場合は、そっと抜く。
2. 刺された傷口を流水でよく洗い流す。
3. 傷口から毒をしぼり出す。
4. 抗ヒスタミン軟膏(虫さされの薬)などを塗り、冷やす。
5. 息苦しさや口の乾き、冷や汗、めまい、血圧低下、しびれ、嘔吐、じんましんなど、ショック症状が現れた場合は、一刻も早く救急病院で医師の診察を受ける。

※ミツバチに刺された場合(毒袋が残る)
・ピンセットで根本から針を引き抜く
・ピンセットがない場合は、カードなどで横から払うように針を取り除く

■毒蛇に噛まれた時の応急措置

1. 落ち着いて安静にする(ゆっくり歩いて移動する)。
2. 傷口から心臓に近いところ(5~6cm)をタオルなどで縛る。
※ただし、血流を確保するために10分おきに1分程度タオルをゆるめる。
3. 噛まれた部分を心臓より低い位置に置く。
4. 傷口から血を絞り出すようにして、体外へ毒を排出する。
※水があれば傷口から血を絞り出しながら流水で洗う。
※氷などで傷口を冷やさない。
5. 利尿作用を促すために、水分を取る。

※噛んだ蛇が確認できれば、特徴(色、形)を覚えておく

※直ちに、病院(〇〇病院:〇〇〇-〇〇〇〇)で医師の診療を受ける。

※緊急性が高い場合は、救急車(消防:119)の応援を求める。

火災発生時の対応手順

火災を発見した場合の3原則

早く知らせる

- 小さな火事でも一人で消そうとしない。
- 「火事だ」と大声で隣近所に助けを求める。声のでなければヤカンなどをたたき異変を知らせる。
- 小さな火でも119番通報する。当事者は消火につとめ、近所の人に通報を頼む。

早く消火する

- 出火から3分以内が消火できる限度。
- 消火器や水だけでなく、障子、座布団や毛布などで火を覆うなど、手近なものを活用する。
- 天井に火が回ったら、手がつけられない。

早く逃げる

- 天井に火が燃え移ったら、もう手がつけられない。いさぎよく避難する。
- 避難するときは、延焼を防ぐため、燃えている部屋のドアや窓を閉め、空気を遮断する

枚方寝屋川消防組合資料より



- * 集合場所は「経営者自宅」
- * 集合後、点呼して全員の無事を確認する。
- * 消火器は、各ハウス及び軽トラに積載

燃料流出時の対応手順

○応急措置

発生要因(閉め忘れなど)を確認して、油の回収、除去をし、拡散を防止する。

<漏えいや流出の拡大の防止>

水質汚濁事故の原因物質の漏洩、流出を止めることが最優先

- (1)バルブを閉める、遮断弁を閉じる。
- (2)土のうを積む。
- (3)関連施設を緊急停止し、油の拡散を防ぐ。

<汚染や被害の拡大の防止>

油の漏洩、流出時に、水で流すと汚染が拡大し、対策が一層困難になる。油の事故では、まず回収が基本。

- (1)水路や河川にオイルフェンスを張る。
- (2)吸着マットやおがくずで回収する。古布等で拭き取る。
→油の回収は、原則マットやシートなどの油吸着材により実施する。油処理剤は使用してはいけない。油処理剤は油を乳化させるもので分解または固化させるものではなく、河川等へ流れると水質汚濁の原因となる。
- (3)油で汚れた土壌を取り除く。
→土壌汚染、地下水汚染の対策は、極めて的確かつ迅速な対応を必要とする。
→事故発生後、早急に豊富な経験、ノウハウを有する専門のコンサルタント会社に対策の検討、実施を依頼することもひとつの方法である。

○通報、連絡

事故の概要や被害の状況等を関係行政機関等に第一報を速やかに通報、連絡する。

- (1)情報連絡用紙に必要事項を整理して書き込む。
- (2)流出状況に応じて、関係行政機関等連絡先一覧から、連絡すべき機関を選定する。
- (3)県環境管理課、市町村の環境担当課に連絡する。さらに、その他の連絡すべき機関(消防、警察など)に連絡する。
 - ・ 情報連絡用紙を FAX 送信し、FAX 送信後、送信先に電話で受信確認を行う。
 - ・ 情報連絡用紙の作成に時間がかかる場合や、特に緊急を要する場合等は、第一報として電話連絡を行う。
- ・ 通報、連絡先関係行政機関等一覧表を、休日、夜間も含めて、必ず整備する。
- ・ 一旦通報、連絡を行った後は、関係行政機関等から随時問合せがある。
→窓口、情報収集、情報整理等の各担当者を決め、情報の正確な把握及び一元化のため、また、リアルタイムでの関係機関への対応のため、各業務に専念させる。
- ・ 新たな情報を把握した場合は、速やかに追加の連絡を行う。

○環境の被害状況調査

- ・ 「応急措置」及び「通報、連絡」と併行して、下流の水域など環境の被害状況について確認する。
- ・ 事故の応急措置等が一段落した後は、環境モニタリング調査を行う。

○事故後の対応

- ・ 再発防止に向けた恒久対策等を検討し、実施する。
- ・ 事態の收拾費用を支払ったり、被害補償を行ったりする。

農薬流出時の対応手順

○関係機関への通報

農薬が流出したり、下にしみ込んだりして、特定多数の者へ危被害が生じる恐れがある場合は、警察署・消防機関・保健所に通報する。医薬用外毒物、医薬用外劇物の場合は、法令で直ちに通報することが定められている。

○農薬の回収

農薬の漏洩、流失事故が発生した場合は、農薬メーカーが定めた保護具を着用し、回収、除去作業に当たる。

基本は、直ちに土や砂、おがくずなどに薬剤を吸着させて、回収する。詳しい回収・除去の方法については農薬管理責任者や当該メーカーに連絡しその指示を受ける。

事故発生時の応急作業には、下記の事項に注意する。

- 1 目、皮膚に触れると危険であるため、防護メガネ、防水手袋を着用する。
- 2 火災により有毒ガスの発生の恐れがあるので火元に注意する。
- 3 吸入すると危険であるためマスクを着用する。
- 4 環境を汚染する恐れがあるので、河川に流入しないようにする。

○被害拡大防止措置

A 立入り禁止措置と保護具着用

- 1 包装の破損などにより内容物が漏洩した場合には、周辺にロープを張るなどして人の立入りを禁止する。
- 2 作業の際には必ず保護具を着用し、風上から事故処理に当たる。

B 飛散・流出の拡大防止と清掃措置

(1) 液体・引火性のもの等(乳剤、液剤、ゾル)

- 1 農薬の流出がまだ続いている時は、流出口をふさいだり、上に向けたりするなどして直ちに流出を止め、土や砂等で側溝や用水路等に流れ込まないようにする。
- 2 火気に注意し、流出したところに土、砂、オガクズなどをまき、薬剤を吸着させてから飛散しないように注意して掃き集める。

(2) 固体(粉剤、粒剤、水和剤など)

- 1 飛散したものは空容器にできるだけ回収する。
- 2 その跡に土、砂、消石灰、活性炭等をまいて、残りの薬剤と共に掃き集める。

(3) 気体(スプレー剤など)

- 1 破損したものを以外は漏れ出さないようにする。
- 2 付近に人を近づけないようにする。

C 清掃後の措置

- 1 あとで、雑巾等で薬剤をよく拭き取る。水で洗い流すと、汚水が河川等に流れ込み、環境汚染を招くので、水で洗うことはしない。
- 2 流出した残留物、掃き集めた飛散物、使った土や砂等はポリエチレン袋などに入れ、漏れないようにして回収し、適切に処分する。

農薬保管・輸送マニュアル(全国農薬安全指導者協議会)を改変
茨城県 GAP 資料を参考